

福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について（報告）

令和6年2月定例県議会に提案予定の福岡県スポーツ推進計画の策定について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年2月21日
教 育 長

5ス企第964号
令和6年2月13日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課)



福岡県スポーツ推進計画の意見聴取について（協議）

令和6年2月定例県議会に福岡県スポーツ推進計画の策定について別紙のと
おり提出します。

このことについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31
年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

第六五号議案

福岡県スポーツ推進計画の策定について

次の福岡県スポーツ推進計画を策定するものとする。

令和六年二月二十二日提出

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県スポーツ推進計画（骨子）

（別冊）

理由

福岡県スポーツ推進計画の策定に当たり、基本構想等計画の骨子について、福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成十六年福岡県条例第五十一号）第三条第一項の規定により県議会の議決を求めるものである。

令和6年2月福岡県議会定例会
第65号議案別冊

福岡県スポーツ推進計画（骨子）

令和6年2月

福岡県

I 基本構想

1 計画策定の趣旨

本県においては、平成26年3月に、平成26年度からの10年を期間とした“誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備とスポーツをととした元気で活力ある県民生活や地域社会の創造”を基本理念とした「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。その後、平成30年12月に中間見直しを行い、“福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に”という「スポーツ立県福岡」を基本理念とした「福岡県スポーツ推進計画」を後期計画として策定し、更なる取組を進めてきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化・脱炭素社会への対応、グローバル化の進展など私たちを取り巻く状況は大きく変化しています。また、世界の持続可能性を見据え、誰一人取り残さない社会の実現を目指したSDGsの考え方も一層重要となっています。そうした中、国においては、令和4年3月に、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点を取り入れた第3期スポーツ基本計画が策定されています。

また、本県においては、福岡県スポーツ推進条例の施行、スポーツ局の設置、スポーツの推進及びスポーツを通じた地域の活性化に寄与するための福岡県スポーツ推進基金、大規模スポーツ大会等の誘致やスポーツツーリズムを推進する福岡県スポーツコミッションを設立するなど、スポーツを巡る環境が大きく変動した時期でもあります。

さらには、平成30年12月の現行計画策定後には、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、地域と一体となり誘致に成功した世界体操・新体操選手権北九州大会、プレイキンワールドシリーズ北九州大会が開催されました。福岡国際マラソンについては、歴史と伝統の上に立ち、県が主催に入り新たな大会として生まれ変わらせることができました。そして、令和5年度には、世界水泳選手権福岡大会、ツール・ド・九州2023が開催されました。

こうした大規模スポーツ大会の開催は、国内外のトップアスリートの活躍に直接触れることで子どもたちが夢や希望を育み、県民が

スポーツへの関心を高めるなど、競技力向上といったスポーツ振興に繋がるとともに、国内外からの誘客による地域経済の活性化など様々な効果をもたらしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるなど、現行計画で定めた目標の進捗が十分でないものもあり、引き続き必要な施策を確実に実行することが求められます。

本計画は、現行計画の計画期間である5年が経過することから、引き続き「スポーツ立県福岡」の実現に向け総合的かつ計画的に推進するため、新たな福岡県スポーツ推進計画を策定するものです。

2 計画の性格

「スポーツ立県福岡」の実現のために、県が主体的に行う施策の方向性及び具体的な取組を示すものです。

なお、本計画は、福岡県スポーツ推進条例第10条に規定する基本計画として策定し、スポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけるものです。

3 基本理念

急激に変化する社会情勢においてもスポーツの営みを止めることなく、多様なスポーツに親しんでいただけるよう、これまで取り組んできた様々な施策をさらに前進・発展させ、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力が発揮できる好循環を生み出すことが必要です。

平成30年12月に策定した福岡県スポーツ推進計画で掲げている柱に基づき各種施策を推進し、一定の成果は得ているところではある一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けるなど、目標の進捗が十分でないものもあり、引き続き必要な施策を確実に実行することが求められます。

そのためにも、前回計画で掲げていた“福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に”という「スポーツ立県福岡」の理念を継続させ、その実現に向け取組をさらに進めていきます。

4 スポーツの範囲

令和2年4月に制定した福岡県スポーツ推進条例において、「スポーツ」を以下のとおり定義しています。

スポーツ…心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動(レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。)

福岡県スポーツ推進条例の考え方を踏まえ、「スポーツ」とは、勝ち負けや記録等を競う、いわゆる競技スポーツのみを表すのではなく、健康の保持増進、体力の向上、心身の健全な発達を図るために行われる身体運動のほか、レクリエーションとして行われる身体運動や、ジョギング・ウォーキングといった気晴らしや楽しみを目的とした身体活動など幅広い概念で捉えます。

5 施策体系

福岡県のスポーツをより元気に

- ・ スポーツ活動の推進
- ・ スポーツを推進する人材の育成
- ・ スポーツを推進する環境づくり

スポーツの力で福岡県をより元気に

- ・ スポーツを通じた地域と経済の活性化
- ・ スポーツを通じた社会課題の解決

6 施策の推進体制

(1) 推進体制

① 県の推進体制

計画に基づく取組を着実に実施し、その事業効果をより高めるため、知事部局のみならず、教育庁や警察本部とも連携して施策を実施します。また、特に関係が深い関係部局にスポーツイベント担当者を明確に位置付け、主体的かつ機動的に活動できる体制を確保するとともに、各部局にそのノウハウを蓄積・継承することで、継続的・効率的な業務の遂行を目指します。

②市町村や国・都道府県との連携

スポーツの推進を図る上では、地域の実情を踏まえた様々な施策を展開することが効果的で重要です。そのためには、住民にとって最も身近な行政主体であり、地域の実情を最も把握している市町村との連携は不可欠です。

県が計画した施策を市町村とともに実施するのみならず、市町村の先進的な施策に関する情報を把握し、他の市町村と共有することで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を県民の誰もが享受できるよう、市町村との緊密な連携により、計画を推進していきます。

また、国や国の関係機関が示すスポーツの方向性を常に把握しながら、適宜、施策の見直しを図っていきます。

加えて、他の都道府県、特に九州各県と連携・協力しながら、より効果的に施策が展開できるよう努めていきます。

③スポーツ関係団体との連携

スポーツの推進を図る上では、行政機関との連携だけでなく、スポーツ関係団体と様々な局面で連携し、計画を推進していきます。

特に、それぞれの分野において、中心的な役割を担う公益財団法人福岡県スポーツ協会、公益財団法人福岡県スポーツ振興センター、公益財団法人福岡県スポーツ推進基金、一般社団法人福岡県障がい者スポーツ協会と、どのような連携であるべきか、その在り方について研究していきます。

(2) 進捗管理

毎年度、計画に掲げた施策の具体的な進捗状況や成果を確認しながら、必要に応じて、新たな施策や目標の検討を行うといったPDCAサイクルにより、計画の実効性を高めていきます。

なお、進捗状況については、毎年度「福岡県スポーツ推進審議会」に報告し、意見を求めています。

II 計画期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

Ⅲ 基本的な施策

1 スポーツ活動の推進

年齢、性別、障がいの有無に関わらず全ての県民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動をそれぞれのステージで生涯にわたって実施できるよう、様々な取組を実施するとともに、スポーツを通じた健康増進にも取り組みます。

展開する施策

- (1) 県民のスポーツ活動への参加の促進
- (2) 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- (3) 子どものスポーツ活動の推進
- (4) 高齢者のスポーツ活動の推進
- (5) 女性のスポーツ活動の推進
- (6) 障がいのある人のスポーツ活動の推進
- (7) スポーツを通じた健康増進

2 スポーツを推進する人材の育成

スポーツの推進には、県民に感動、夢や希望を与えてくれるアスリートと、そのアスリートを育成する指導者などが必要です。

そのため、計画的なアスリートの発掘・育成や、アスリートを見出し的確に指導等ができる人材を育成するための様々な取組を実施します。

展開する施策

- (1) アスリートの発掘・育成
- (2) 指導者等の育成・活用

3 スポーツを推進する環境づくり

県民がスポーツ活動を実施するためには、スポーツ施設や運動できる場所が整備されているとともに、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ため、あらゆる立場の人々が安心してスポーツ活動に取り組める環境を整備することが重要です。

そのため、県民のスポーツ活動を推進するための土壌を整えるとともに、アスリートを育てるための環境整備など、各種施策に取り組みます。

展開する施策

- (1) スポーツ施設の整備と有効活用の促進
- (2) スポーツに関する情報の提供
- (3) スポーツにおける健全性の向上、事故の防止
- (4) スポーツにおけるDXの推進
- (5) 子どもたちが安心して活動できる環境の整備

4 スポーツを通じた地域と経済の活性化

スポーツの大会やイベントの開催は、県民のスポーツ活動への関わりを広げるといった効果だけでなく、福岡の食や伝統工芸などの本県の魅力を発信する絶好の機会ともなります。また、国際交流は国際感覚を持った人材の育成のほか、地域の活性化にも繋がるものです。

そのため、大規模スポーツ大会等の誘致・開催や、スポーツの成長産業化につながる新たな大会を企画・開催するなど、スポーツを通じた地域と経済の活性化に取り組みます。

展開する施策

- (1) 大規模スポーツ大会等の誘致・開催
- (2) スポーツを通じた県の魅力発信・観光振興
- (3) スポーツを通じた国際交流
- (4) スポーツを活用した地域振興
- (5) スポーツの成長産業化

5 スポーツを通じた社会課題の解決

アスリートが競技にひたむきに取り組む姿は、勇気と感動を与えると同時に、多様性を認め互いを尊重することの大切さを認識する機会ともなります。また、スポーツの力は、SDGsやワンヘルスといった社会課題の解決にも活用することができます。

そのため、スポーツを通じてこれらの社会課題の解決に資する施策に取り組みます。

展開する施策

- (1) スポーツを通じた共生社会の実現
- (2) スポーツを通じたSDGsへの貢献
- (3) スポーツを通じたワンヘルスの推進

5 教体第 2 1 6 5 号

令和 6 年 2 月 1 3 日

福 岡 県 知 事 服 部 誠 太 郎 殿

(人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課)

福 岡 県 教 育 委 員

(教育庁教育振興部体育スポーツ健康課)



福岡県スポーツ推進計画に対する意見の申出について

(対 2 月 1 3 日 5 ス企第 9 6 4 号)

令和 6 年 2 月 定例県議会に提案予定の福岡県スポーツ推進計画の策定について、貴職から意見を求められたことについては同意します。